

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和 6年 4月 18日

群馬県知事 山本 一太 殿



提出者 〒376-0102
住 所 群馬県みどり市大間々町桐原48番地5
氏 名 株式会社 相羽通建
代表取締役 相羽弘志
電話番号 0277-72-7455

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社 相羽通建
事業場の所在地	群馬県みどり市大間々町桐原48番地5
計画期間	令和 6年 4月 1日 ~ 令和 7年 3月 31日

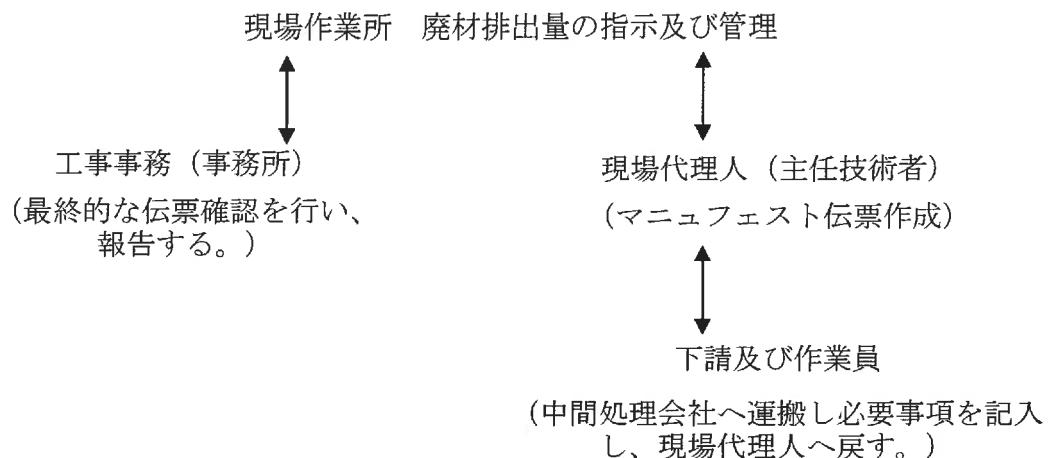
当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	建設業／総合建設業
②事業の規模	前年度完成工事高 4.6億円
③従業員数	20人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	コンクリート殻→委託中間処理（破碎）→再生利用 アスファルト殻→委託中間処理（破碎）→再生利用 木くず→委託中間処理（破碎・圧縮）→再生利用

(日本工業規格 A列4番)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	木くず
②計画	排 出 量	1897.31 t	2.86 t
	(これまでに実施した取組) 施工計画段階における、設計・工法の照査。 発注者と検討し、排出削減の検討を行う。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) がれき類、木くず等の分別の周知徹底。
	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 引き続き、産業廃棄物の分別及び適正処理を行う。

汚泥			
3.46 t	t	t	t

汚泥			
2 t	t	t	t

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和 5 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和 5 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減 量した産業廃棄物の量	0 t	t
②計画	(これまでに実施した取組)		
	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減 量する産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
①現状	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	0 t	t
(これまでに実施した取組)			
	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
②計画	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	0 t	t
(今後実施する予定の取組)			

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	木くず
①現状	全処理委託量	1897.31 t	2.86 t
	優良認定処理業者 への処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	1897.31 t	2.86 t
	認定熱回収業者 への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	t	t
(これまでに実施した取組) 中間処理施設を選定し分別処理する。			

t	t	t	t

t	t	t	t

汚泥			
3.46 t	t	t	t
t	t	t	t
3.46 t	t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	木くず
	全処理委託量	950 t	2 t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	950 t	2 t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量			
(今後実施する予定の取組) 引き続き中間処理施設を選定し分別処理する。			
※事務処理欄			